

女子再雇用促進給付金

女子再雇用制度を設けて、女子労働者を再雇用した事業主に支給します。

支給額は

再雇用した女子労働者 (支給対象者) 1人当たり	中小企業	40 万円
	大企業	30 万円

受給できる事業主は

次の各号のすべてに該当する事業主です。

- 1 次の(1)から(8)までのすべての要件を満たした女子再雇用制度を設けている事業主であること。
- (1) 制度が労働協約又は就業規則に定められていること。
 - (2) 退職理由として妊娠、出産、育児が含まれていること。
 - (3) 次の各号（イ、ロ、ハ）の措置のうち一つ以上が、とられていること。
 - イ 労働者を募集する場合は、一般公募に優先して女子再雇用制度が適用される者から募集する。
 - ロ 応募者の中に女子再雇用制度が適用される者がいる場合には、その者を他の応募者に優先して採用することを配慮する。
 - ハ 女子再雇用制度が適用される者を再雇用する場合には、その者に次のような処遇上の配慮を行う。
 - (イ) 退職時と同一の身分及び勤務形態で再雇用する場合には、退職時の賃金制度及び資格制度上の格付けを考慮する。
 - (ロ) 退職時と異なる身分及び勤務形態で再雇用する場合は、退職時の経験、勤続年数等を勘案した賃金の格付けを行う。
 - (4) 自社又は関連会社を退職する際に、制度の適用を希望する女子労働者からその旨申出を得ておくこと。
 - (5) 退職時から再雇用時までの最長離職期間を定める場合には、その期間は3年以上とすること。
 - (6) 再雇用時の年齢に上限を設ける場合には、その年齢は40歳以上であること。
 - (7) 制度の適用を受ける者の範囲が身分、職種等により著しく制限されていないこと。
 - (8) 再雇用時の身分、勤務形態については、退職時と同一又はそれに準ずるものを含んでいること。

- 2 次の要件をすべて満たしている女子を再雇用した事業主であること。
- (1) 妊娠、出産又は育児を理由として、自社又は関連会社を退職した者。
 - (2) 退職の際に、その就業が可能となったときに自社に再雇用されることを希望する旨の申出をしていた者。
 - (3) 自社又は関連会社を退職する日の前日までに、雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用されていた者。
 - (4) その就業が可能となった際に、自社に対して再雇用の申出を行い、また、その申出の日までの間に雇用保険の失業給付を受給していない者であること。
 - (5) 離職期間が当該退職の翌日から起算して1年以上8年未満の者。
 - (6) 当年12月末日までの1年間に再雇用された者。
 - (7) 当年12月末現在で、雇用保険の被保険者（短時間労働被保険者を除く）として再雇用されている者。

受給のための手続は

- 支給対象期間
事業所ごとに、最初の支給対象となる再雇用者が出た日以後3年間
- 支給申請期間
当年1年間に再雇用された者で、12月末日に在籍する者について、翌年1月末日までに申請する。
- 申請書の提出
申請期間内に、必要書類を添えて、女子再雇用促進給付金支給申請書を婦人少年室に提出してください。

申請のための提出書類

- ① 女子再雇用促進給付金支給申請書（婦人少年室に備え付けてあります。）
 - ② 女子再雇用制度に関する労働協約又は就業規則（写）
 - ③ 対象者名簿
 - ④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
 - ⑤ 雇用保険被保険者離職票（写）
 - ⑥ 退職時の申出の有無、退職理由が明らかになる書類（写）
 - ⑦ 対象者が、当該退職に係る雇用保険の失業給付を受給した場合にあっては、その受給前に自社に対して雇用の申出を行ったことが明らかになる書類及び当該申出に対して雇用しなかったことが明らかになる書類（写）及び⑤、⑥に替えて雇用保険受給資格者証（写）
 - ⑧ 当該退職した事業所が関連会社である場合については、それを証明する書類
- ※ なお、平成5年3月31日以前に再雇用された対象者については、当該退職に係る対象者の受給期間延長通知書（写）が必要となります。

女子再雇用促進給付金

女子再雇用制度を設けて、女子労働者を再雇用した事業主に支給します。

支給額は

再雇用した女子労働者 (支給対象者) 1人当たり	中小企業	40 万円
	大企業	30 万円

受給できる事業主は

次の各号のすべてに該当する事業主です。

1 次の(1)から(8)までのすべての要件を満たした女子再雇用制度を設けている事業主であること。

- (1) 制度が労働協約又は就業規則に定められていること。
- (2) 退職理由として妊娠、出産、育児が含まれていること。
- (3) 次の各号（イ、ロ、ハ）の措置のうち一つ以上が、とられていること。

イ 労働者を募集する場合は、一般公募に優先して女子再雇用制度が適用される者から募集する。

ロ 応募者の中に女子再雇用制度が適用される者がいる場合には、その者を他の応募者に優先して採用することを配慮する。

ハ 女子再雇用制度が適用される者を再雇用する場合には、その者に次のような処遇上の配慮を行う。

(イ) 退職時と同一の身分及び勤務形態で再雇用する場合には、退職時の賃金制度及び資格制度上の格付けを考慮する。

(ロ) 退職時と異なる身分及び勤務形態で再雇用する場合は、退職時の経験、勤続年数等を勘案した賃金の格付けを行う。

(4) 自社又は関連会社を退職する際に、制度の適用を希望する女子労働者からその旨申出を得ておくこと。

(5) 退職時から再雇用時までの最長離職期間を定める場合には、その期間は3年以上とすること。

(6) 再雇用時の年齢に上限を設ける場合には、その年齢は40歳以上であること。

(7) 制度の適用を受ける者の範囲が身分、職種等により著しく制限されていないこと。

(8) 再雇用時の身分、勤務形態については、退職時と同一又はそれに準ずるものを含んでいること。

2 次の要件をすべて満たしている女子を再雇用した事業主であること。

(1) 妊娠、出産又は育児を理由として、自社又は関連会社を退職した者。

(2) 退職の際に、その就業が可能となったときに自社に再雇用されることを希望する旨の申出をしていた者。

(3) 自社又は関連会社を退職する日の前日までに、雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用されていた者。

(4) その就業が可能となった際に、自社に対して再雇用の申出を行い、また、その申出の日までの間に雇用保険の失業給付を受給していない者であること。

(5) 離職期間が当該退職の翌日から起算して1年以上8年未満の者。

(6) 当年12月末日までの1年間に再雇用された者。

(7) 当年12月末現在で、雇用保険の被保険者（短時間労働被保険者を除く）として再雇用されている者。

受給のための手続は

● 支給対象期間

事業所ごとに、最初の支給対象となる再雇用者が出た日以後3年間

● 支給申請期間

当年1年間に再雇用された者で、12月末日に在籍する者について、翌年1月末日までに申請する。

● 申請書の提出

申請期間内に、必要書類を添えて、女子再雇用促進給付金支給申請書を婦人少年室に提出してください。

申請のための提出書類

① 女子再雇用促進給付金支給申請書（婦人少年室に備え付けてあります。）

② 女子再雇用制度に関する労働協約又は就業規則（写）

③ 対象者名簿

④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

⑤ 雇用保険被保険者離職票（写）

⑥ 退職時の申出の有無、退職理由が明らかになる書類（写）

⑦ 対象者が、当該退職に係る雇用保険の失業給付を受給した場合にあっては、その受給前に自社に対して雇用の申出を行ったことが明らかになる書類及び当該申出に対して雇用しなかったことが明らかになる書類（写）及び⑤、⑥に替えて雇用保険受給資格者証（写）

⑧ 当該退職した事業所が関連会社である場合については、それを証明する書類